

高等部部活動に関する規定

1 部活動の目的

- (1) 自ら進んで活動する意欲や態度を育てる。
- (2) 仲間や他学年との交流から責任感や連帯感、社会性を育てる。
- (3) 各種目、分野についての専門性や興味・関心の向上を図る。
- (4) 卒業後の生活を見据え、趣味や特技を継続して楽しむ気持ちを育てる。
- (5) 余暇の善用を図り、生活に潤いを与える。

2 部活動の方針

- (1) 活動に当たっては、学校・学年・学級の諸活動に差し支えないよう配慮する。
- (2) 活動は定められた時間内で行うものとする。
- (3) 顧問の配置に当たっては、高等部指導部部活動担当が希望者を募り、学年主任、学部主事と協議し、学校長が命課する。

3 部の設置条件

- (1) 部は顧問数、設備、備品等を考慮の上、設置する。
- (2) 部の新設について
 - ア 部顧問や施設、備品等が継続して活動できるよう配置できる場合に、新しい部の設置を申請することができる。
 - イ 分掌部会で検討し、学部の承認と学校長の許可を得て新設する。

4 部顧問の役割

- (1) 加入生徒の活動支援及び指導を行う。
- (2) 郊外での活動において生徒引率と監督を行う。
- (3) 更衣時や活動中、下校時の生徒掌握を行う。
- (4) 活動において必要となる物品の購入及び管理を行う。
- (5) 事故や傷害が発生した場合は、顧問が中心となり、保護者や担任、学年主任、管理職等に状況を報告の上対応する。

5 部員の資格・入退部について

- (1) 資格
本校に在籍する生徒で学校長・学級担任・保護者・顧問が許可した者に限る。
- (2) 入部
 - ア 学級担任・顧問を通して、所定の用紙を用いて入部手続きを行う。
 - イ 入部届を指導部部活動係に提出し、決裁が受理されてから部活動に参加することができる。
 - ウ 体験期間以降に体験入部する場合は学級担任が指導部部活動担当に依頼し、担当が該当部活主顧問に連絡した後、学部に周知する。
- (3) 退部
部活動を退部する場合は、顧問・学級担任・保護者の確認を得て届を提出する。
- (3) 転部
部変更の場合は、学級担任との意思確認後、退部する部活動の主顧問と入部する部活動の主顧問に転部の意思を伝え、退部届を記入し、指導部部活動担当に提出する。提出の際、入部届を受け取り、記入して提出する。
- (4) 休部
部活動を休部する場合は、顧問・担任・保護者の確認を得て届を提出する。

6 部活動顧問会議

- (1) 指導部部活動担当は必要に応じて部活動顧問会議を開く。
- (2) 部活動顧問は、協議を必要とする事案が発生し次第、指導部部活動担当に報告する。

7 各種大会・遠征への出場規定

(1) 参加範囲

- ア 知的障害を対象とした北海道内で開催されるスポーツ及び文化的行事を原則とする。
- イ 教育関係機関、各種競技団体、民間団体から、特に要請があった大会、行事など
- ウ 教育的な立場から、意義があると認められるもの。
- エ 練習試合等

(2) 参加資格

- ア 大会が規定する出場資格に該当する生徒
- イ 以下の3点に該当する生徒は参加を認めない
 - (ア) 補充対象者
 - (イ) 特別指導中
 - (ウ) 学校諸納金を納めていない家庭の生徒
- ウ 担任、顧問が認め、保護者が同意した生徒
- エ 大会・遠征にて旅費が発生する場合は、事前に見積書などを提出して教頭、事務長、指導部で協議をする。

(3) 手続き

- ア 大会実施要項文書、参加承認願、参加依頼書、出張予定表などを顧問が指導部長に提出をして、教頭を経て校長の承諾を受ける。
- イ 参加依頼書は事前に顧問、担任を通じて配付・提出をする。
- ウ 事前に提出された見積書に変更がある場合には、速やかに教頭、事務長、指導部へ連絡をすること。

附則

令和6年4月一部改訂